

## 相愛大学私費外国人留学生授業料等納付金減免規程

平成20年11月25日常任理事会制定

### (目的)

第1条 この規程は、相愛大学(以下「本学」という。)に在籍する私費外国人留学生の入学金・授業料・維持費・施設費(以下「授業料等納付金」という。)を減免することにより、経済的に就学困難な留学生の経済的負担を軽減して学業の継続を援助することを目的とする。

### (対象者)

第2条 授業料等納付金の減免を受けることのできる者(以下「対象者」という。)は、本学の正規課程に在籍する私費外国人留学生のうち、学長が認めた者とする。ただし、次の各号の一に該当する者は対象者から除外する。

- (1) 休学中の者
- (2) 留年した者(ただし、病気その他やむをえない事由により留年した者は除く。)

### (申請手続)

第3条 対象者のうち、授業料等納付金の減免を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記載のうえ、期日までに学長に提出しなければならない。

### (選考及び決定)

第4条 学長は、申請書に関する国際交流部運営委員会の選考結果に基づき、授業料等納付金の減免を受ける者(以下「減免者」という。)及びその減免額を決定する。なお、選考基準については別途定める。

- 2 選考にあたっては、申請者の経済的事情及び就学状況(学業成績、単位修得状況等)を考慮する。

### (減免額及び期間)

第5条 授業料等納付金の減免額は年間授業料等納付金の50%を基準とする。

- 2 授業料等納付金の減免期間は当該年度に限る。ただし、次年度以降においても申請することができる。

### (減免の取消し)

第6条 減免者が、次の各号の一に該当し、国際交流部運営委員会において減免者として不適格であると認めたときは、学長はその減免を取り消すことができる。

- (1) 休学又は退学した場合
- (2) 学則に基づき懲戒処分を受けた場合
- (3) その他、減免者として適当でないと認められた場合

(減免取消しの場合の授業料等納付金取扱い)

第7条 前条の規定により、年度途中で授業料等納付金の減免を取り消された者は、その取り消しされた日の属する月の翌月以降の減免額に相当する授業料等納付金を納入しなければならない。

(届出)

第8条 減免者が、次の各号の一に該当する場合は、直ちに学長に届け出なければならない。ただし、本人の病気・死亡などの場合は、保証人が代って届け出ることができる。

- (1) 休学又は退学した場合
- (2) 本人及び保証人の住所等重要な事項に変更があった場合

(事務)

第9条 この規程に関する事務処理は、教学課の所管とする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学評議会及び常任理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年9月6日から施行する。